

公的年金制度における情報公開のあり方について

——アメリカ社会保障庁の方法に学ぶ——

山本 克也
増淵 勝彦

■ 要約

社会保障制度改革に際して、市民に対する情報開示の必要性が高まっている。場合によっては既得権益の見直しに踏み込むことにもなる改革も制度の維持には不可欠である。その場合、社会保障行政機関への目も厳しいものとならざるを得ず、行政の効率化、透明性の確保が必要である。クリントン＝ゴア政権のもと、アメリカでは情報技術の進展を巧みに利用し、社会保障の行政機関である SSA の機構改革に着手し、市民の利便性の向上と行財政改革の両方を達成しようとした。日本が SSA に学ぶべきところは、複数の機関による監査システムの実施、機関の行政ビジョンを複数の専門委員会による報告書に基づいて作成することにある。

■ キーワード

年金財政収支予測、行政のガヴァナンス、情報公開

I はじめに

日本の場合、急速に進行している高齢化によって若年層の年金財政への負担は大きくなりつつあるが、一方で高齢者の生計費はその多くを公的年金制度に依存しているという実情があるのもまた事実である。公的年金の大きな役割は市民一人一人の老後生計費に関するリスクを社会全体で分散するということであり、このためには、年金財政や給付水準の動態について市民自身を含めて広く知識を共有し、今後の年金給付の水準と負担のバランスに対して市民のコンセンサスを構築する必要がある。

先日公表された「社会保障構造の在り方について考える有識者会議」の座長メモ¹⁾においても、年金等にかかる高齢者の課税制度の見直しや高齢者の医療費自己負担の増加等、これまで一律に弱者とされてきた高齢者に対しても、その能力に応じた負担を分かち合う必要性を強調してい

る。しかし、一般にフローの所得を得にくい高齢者に対して負担を求める場合にはより慎重な議論が必要であり、そのためには議論のたたき台となる行政情報の開示および情報の開示方法の検討が急がれる。

一般に行政サービスに関する情報には大きく分けて2種類あると考えられる。ひとつはいわゆる利用者の利便性を高めるタイプの情報であり、制度の広報や申請手続きの受付・相談、クレーム処理などがそれである。これをタイプ1の情報と呼ぶ。また、行政サービス自体にはその透明性を確保するための説明責任 (accountability) が生じ、これにかかる情報をタイプ2の情報と呼ぶことにする。わが国でも徐々に浸透しあげている情報公開法が関連するのがタイプ2の情報である。これには組織陣容、組織の目的・長短期のビジョン、総務費をはじめとしたコスト、監査の態様等の情報があげられよう。

表1 厚生年金の被保険者(加入者)数、受給者数の見通し

年度 平成(西暦)	被保険者 (加入者)数 (1)	受給者数			(2) / (1)	
		老齢厚生年金		障害厚生年金		
		老齢相当(2)	通老相当			
12(2000)	百万人 34.3	百万人 8.7	百万人 5.4	百万人 0.3	百万人 3.5 25.2	
13(2001)	34.4	9.2	5.7	0.3	3.7 26.6	
14(2002)	35.0	9.7	6.0	0.3	3.8 27.5	
15(2003)	35.0	10.1	6.3	0.4	4.0 29.0	
16(2004)	34.9	10.6	6.6	0.4	4.2 30.3	
17(2005)	34.8	10.9	6.9	0.4	4.4 31.4	
22(2010)	33.8	13.6	8.9	0.4	5.4 40.3	
27(2015)	32.7	15.0	10.4	0.4	6.4 46.0	
32(2020)	31.7	14.9	10.9	0.4	7.5 47.0	
37(2025)	31.0	14.3	10.9	0.4	8.4 46.2	
42(2030)	30.0	13.9	11.1	0.4	9.0 46.3	
52(2040)	27.1	14.4	12.9	0.4	9.5 53.2	
62(2050)	24.4	13.6	12.8	0.3	9.3 55.5	
72(2060)	22.8	11.4	11.0	0.3	9.0 50.1	

出所：厚生省年金局 年金財政ホームページ http://www.mhw.go.jp/topics/nenkin/zaisei_20/03/0307f.html

注：1. 年度間平均値。

2. 老齢厚生年金のうち、老齢相当とは、厚生年金の被保険者(加入者)期間が25年以上の人(経過的に20～24年の人を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている人を含む)が受給するものをいう。通老相当とは、厚生年金の被保険者(加入者)期間が25年末満の人(経過的に20～24年の人および中高齢の特例による期間短縮を受けている人を除く)が受給するものをいう。

では、公的年金制度についての市民の関心はどうであろうか。例えば、現在の年金受給者や年金の受給を意識し始める引退間近の者にとっての最大の関心事は、1)どれくらいの水準の年金がもらえ、2)それが終身まで継続されるのかということであり、そのあとに3)後代世代の負担に対する危惧を行うという順番が妥当ではないであろうか。一方、若年層にとっての関心事は1)毎月の給与から天引きされる保険料、2)現在の受給者に比して低い年金受給額なること、そして年金制度自体の存続への危惧(いわゆる損得勘定と年金制度への不信感)という順番が妥当するのではないか。とくに現在の日本の場合、いわゆる年金損得論と年金制度への不信感が蔓延しているようである。

日本の場合、厚生年金や各種共済制度などの被用者年金は保険料を源泉徴収されるため、転

職・離職等がなければ被保険者は引退するまでに年金制度にかかわるタイプ1の情報をそれほど知らなくとも問題が生じにくい²⁾。また、自営業者に対するアピールも、国民年金基金の設立に見られるように制度への加入インセンティブを高めたり、コストを掛けて保険料の徴収を行っていること³⁾から、タイプ1に関する情報の流布に対しては相当の努力を払ってきている。問題はタイプ2の情報である。

アメリカの公的年金制度に関する限り、上記のような制度不信を少なくとも筆者は見たことがない。もちろん、SSA (Social Security Administration) のFY 1999 Accountability Reportでは、現行制度がそのまま維持された場合、2034年に社会保障信託基金(The Social Security Trust Fund)が枯渇することを制度が直面している問題の第一として示し

ているが、これは市民の不安感を助長するものではなく、社会保障行政組織の改革や制度を改正した上で、社会保障制度を維持していくという強い意欲と姿勢で満ちているし、市民もそのことを理解しているようである。この両国の違いはどこにあるのであろうか。これは恐らく、タイプ2の情報の生成および生成組織、さらには行政機関のモニタリングシステムが市民に対して開かれていることによる。そして、このタイプ2の情報は行財政改革と不可分であるということをアメリカ政府が認識していることによるものと思われる。

II 行革の流れ

第一次オイルショック以降、“低成長”時代に入った先進各国の共通課題は肥大化した行政部門のスリム化である。しかし、行財政改革には市民の既得権の一部を見直すことを含めて痛みを伴うものであるから、当該改革の意義・効果等を十分に説明することなしに成功しえない。そしてその場合、まず行政機関自体が襟を正すためのシステム作りが必要となる。1980年代後半からニュージーランドで行われた改革⁴⁾や英国で行われている現業部門の省庁本体からの切り離し(独立行政機関化)などは、行政機関が提供するサービスの質についての具体的な目標を提示し、その達成率を公表するというものである。アメリカでも1993年に「政府の効果および業績に関する法律⁵⁾」(Government Performance and Result Act of 1993; GPRA)が成立し、これは行政改革の方法論の理念型を構成したものと思われる。アメリカでは、クリントン＝ゴア政権が発足してから「国家の業績再検討」(National Performance Review; NPR)という行政改革が推進されている。NPRとは、連邦政府における経費削減と機能向上を同時に進めることにより「効率的な政府」を目指す取り組みである。小池(1998)によれば、ゴア副大統領を中心として

組まれたプロジェクトチームにより、1993年から1996年までに1,400件もの具体的な提案がなされ、行政組織の内部規則の縮減、市場システムの導入、目的指向の行政文化の導入、職員の削減などが進められている。1993年から1997年の5年間で、30万人の職員削減⁶⁾、1万6千ページ分の規制の撤廃、1,370億ドルの経費節約などの効果があったとされている。このクリントン＝ゴア政権の「効率的な政府」は、大きく分けて二つの概念から構成される。ひとつはインセンティブの高い行政組織で構成されていること、もうひとつは情報技術が積極的に利用される政府ということである。

III 組織のインセンティブ⁷⁾

まず、行政組織のインセンティブを高める役割を担っているのが上述のGPRAという法制度である。GPRAは各行政機関ごとに目標値を定めた6年分の戦略的計画と、各年度における政策別の目標値を定めた業績計画の作成を義務づける制度である⁸⁾。これにはさらに、行政運営に裁量を持たせる制度や効果と予算をリンクさせる新たな予算制度の試みなども定められている。

戦略的計画⁹⁾とは当該行政機関の長期ビジョンを示したもので、1998年度からは連邦議会と協議の上、向こう6年間以上の期間の計画を策定し、行政管理予算局(OMB; Office of Management and Budget)及び議会に提出する。一方、業績計画¹⁰⁾は次年度の予算案の具体的な計画である。これは1999年度からは各行政機関に義務付けられており、次年度の予算案に含まれているプログラムについてその目的や目標値について簡潔かつ明確に示した計画を作成し行政管理予算局に提出する¹¹⁾。そして年度が終了すると、各行政機関は目標と実績を比較分析し、以下の1~5の内容をもって連邦議会及び大統領に報告する。

1. 業績目標の達成についての検討

2. 執行中の年度の業績計画への影響
3. 業績目標が達成されなかったものについて、
①目標が達成されなかった理由、②目標を達成するための方途、③目標が不適切であるならその理由など
4. マネージメントの自由化による目標達成への影響
5. 当該年度をもって完結したプログラムについての評価

GPR の意義は、各省庁に点在する改革的政府職員の集団を横断的に結集しながら、縦割り行政を清算し、市民の日常的 requirement に直接答えられる柔軟な行政組織を作り出すことによって、一方では行財政改革を進めながら、他方では行政サービスの充実を図ることで広範な市民の支持を得て政権の浮揚力を維持しようとすることがある。具体的には省庁横断的な Board や Working Group を数多く作りだし、これを互いに競争させながら組織の効率化および行政サービスの質・量の向上を図らせることを行っている。行政機関の側に立てば、CS (Customer Satisfaction) にも考慮を払った上で効率的な業務運営を行わないと統廃合の対象になりかねないという強力なインセンティブが働くことになる。例えば上記 4 にあるようにマネージメントの自由化とは、目標を達成するために必要な場合には、予算の費目間流用の禁止、職員の給与水準や人員配置といった行政運営上の各種法規を適用免除とすることを業績計画において提案することができることである。この場合、柔軟な行政運営が可能になることによる政策効果の改善の程度について量的に示さなければならず、また、当該規則を所管する行政庁の許可が必要である。

IV NPR と社会保障行政¹²⁾

NPR を推し進める上でもう一つの機軸が情報化、すなわち IT 技術を行政サービスにどのように利用していくかということである。クリントン＝ゴア

政権は 1993 年に「情報スーパーハイウェー構想¹³⁾」を掲げて誕生したことは有名である。同年 2 月には「全米情報基盤 (NII) 政策」を、また、9 月には「NII 行動計画」を策定して情報通信政策への政権としての積極的姿勢を明確に示した。特にゴアはかつて自らの父親が尽力した高速道路網の整備のように政府主導の基盤整備を目論んでいたと言われているが、情報産業界の反発もあり、また政府自体が技術上の標準化を行うことがかえって IT 産業の技術進歩を後退させる可能性を危惧した結果、1993 年の暮れから 1994 年の初頭にかけて発表された「NII 構築五原則」においては、NII 構築の主導権を市場における民間企業の投資に委ねる旨を宣言することになった。このため政府の主要な役割は競争条件の整備に加えて「良き需要者」となることであり、IT 関連の財・サービスを積極的に行政サービスの提供システムに取り込んでいくことになる。

実際、クリントン＝ゴア政権は行政サービスの情報化に対しての具体的なアイディアを早い時期から持っていた。例えば、連邦の社会福祉政策（北米先住民、低所得者対策、視聴覚障害者のコンピューター利用支援）は IT 技術を利用することにより「より少ない費用で、より多くのサービス」を提供することが可能であり、1993 年にはすでに行政管理予算局が、「電子的給付金支給に関するタスクフォース (Electronic Benefits Transfer Task Force)」を設置し、社会保障などの政府給付金支払いの際にスマート・カードを用いる方策について検討を始めていた。その意味で行政組織の情報化は「情報公開や政府広報のオンライン化」だけでなく「窓口業務全般のオンライン化」ということが早期から計画されていたと言え、社会保障分野はその適用領域として最も適した分野のひとつであったことは否めない。

では、NPR はアメリカの社会保障行政にどのようなインパクトを与えたのであろうか。アメリカの社

会保障制度といえば一般にOASDI(老齢、遺族、障害年金)を指し、この制度の総務機関はSSAである。SSAの前身は1935年のSSB(Social Security Board)にさかのぼるが、設立時点でのSSBは独立行政法人であった。正確に言えば、既存の組織から人・建物・予算を“借り受け”て設立された組織であった。しかし、1939年になるとSSBとthe Public Health Service、the Office of Education、the Civilian Conservation Corporation、the U.S. Employment Serviceを包括する形でFSA(Federal Security Agency)が設立されると、SSBはFSAの下部組織となり、その独立性は失われた。1946年になると、SSBは現在とおなじSSAに改称されるが、その地位に変更はなかった。1953年にはFSAがHEW(Department of Health, Education and Welfare)に改組されるが、相変わらずSSAはHEWの下部組織であった。さらに1980年にはHEWがHHS(the Department of Health & Human Services)へと変貌を遂げるが、SSAが独立の機関としての地位を回復するのは1995年である。

SSAが再び独立行政機関としての地位を得たのは復古的な意味ではない。SSAのあり方については、これまで幾度も論議を呼んでいたが、特に1980年代前半のレーガン政権時の議論がSSAの組織改革の礎となっている。レーガン政権下の1981年と1983年に相次いで「1981 Report of the National Commission on Social Security」、「Report of the National Commission on Social Security(Greenspan Commission Report)」が出された。特に後者はMedicareの財政問題、女性の年金権等々、社会保障の重要問題についての勧告を行っており、今日の社会保障制度改革の基調を形成したものとして有名であるが、その準備段階でもある前者にも非常に示唆に富んだ問題設定があった。

1981年のreportでは、社会保障行政の業務(administration)について第14章が丸々当てられており、SSAの業務の拡大ともなってSSAと市民、

SSA内部で様々な問題が生じていることを指摘している。興味深い点は業務上の問題点として情報伝達の問題、特にSSAと市民間の情報伝達の問題が第一に挙げられていることである。1981年委員会は、市民がSSAからの読みにくいコンピューター出力用紙を受け取るのでさえ数週間から数ヶ月待ちの状態であること、電話による問い合わせに対してもつながること自体がまれであり、たとえつながったとしても様々な現場の経験を蓄積している、あるいは訓練の行き届いた係員から有益な情報を得ることがほとんどなかったこと等を各種のヒアリングによって十分に認識していたようである¹⁴⁾。

さらにSSA内部における情報伝達にも大きな問題が生じていた。1975年から開始されていたSSAの組織改革プログラムは、未熟な情報伝達システムおよびSSAの急激な業務範囲の拡大¹⁵⁾によって大きな困難に直面した。社会保障プログラムの充実が行政組織を継ぎ接ぎしたために現場は混乱し、SSA長官は実に23もの異なる業務報告を一括して受けすることになってしまったのである。この現状に対して1981年委員会は、Social Security Boardというような組織を形成し、このBoardはOASDIプログラムとMedicareおよびMedicaidの業務に特化させ、それぞれの日常業務はそれぞれのプログラムに責任者をおいて対応することという勧告をしていた。

今日のように、e-mailや様々なグループウェアを利用した通信・連絡システム、スケジュール管理システムや安価で高速かつ大容量の被保険者管理システムが存在していたら、組織編成の弱点を情報技術がカバーすることも可能である。分権化が必要であるということ、市民に対する情報の質・量・速度に問題があることは十分の認識されていたが、当時のアイデアを実現するには大きな技術上の壁があったのである¹⁶⁾。つまり、レーガン政権時の社会保障行政組織改革は技術的な問題もあって不十分なものとならざるを得なかつたのである。その意味でも、当初より情報ハイウェイ構想

を政権の目玉としていたクリントン＝ゴア政権が一連のレポートの10年後にSSA改革に着手したことには成功が裏付けられていた改革であったからともいえよう。

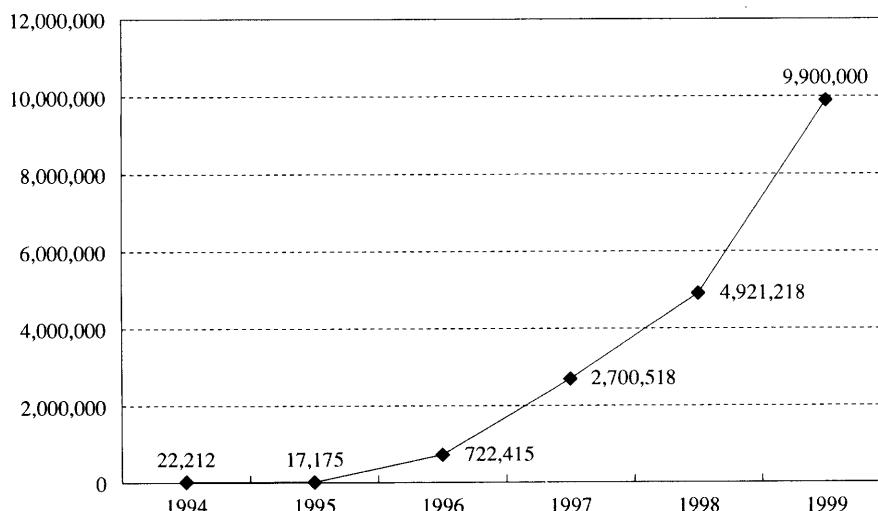
V タイプ1、タイプ2情報と制度の信頼性

では、初めに述べた市民が必要とされる情報という観点から現在のSSA他の社会保障行政組織を俯瞰していこう。現在SSAには長官以下11の部局¹⁷⁾がある。このうち、いわゆる広報活動、申請業務等のタイプ1情報の提供を担当するのがthe Office of the Deputy Commissioner, Communicationsである。SSAの2000年8月に出された戦略的計画では、いわゆるCustomer Serviceがトップ項目になっていることからも、利用者の利便性を最大限に考慮した活動を実施している。全国には1,343(1999年会計年度終了時)あるfield office¹⁸⁾、行政組織の通話料無料の電話サービスである800 Number Telephone Service¹⁹⁾で市民からの制度に対する疑問・質問、苦情の受け付けを行っている。

ここにはさらにThe Office of Media Development (TEBA)とThe Office of Media Technologies (TEBB)といった部局があり、SSAのホームページ(<http://www.ssa.gov>)の作成を通じて社会保障プログラムの広報活動をインターネット上でも積極的におこなっている。

図1に示したように、インターネットによるSSAへのアクセスは急速に伸びているが、アメリカにおけるネット普及率は30%²⁰⁾であることからネットワークによる情報差別に対する配慮、もちろん、いわゆるデジタル・デバイドにも対応したサービスも充実している。1999年からはSocial Security Statement (Personal Earnings and Benefit Estimate Statement; PEBESの改訂版)が25歳を超えて何ら社会保障給付を受けていない市民に対しては文章による資料が発送されることになった。これには制度的一般的な情報、問い合わせ先等に加えて、本人の将来給付の見積もりまでもが示されており、個人の資産計画の重要な情報提供になっているようである。

また、Debt Collection Improvement Act of 1996²¹⁾に基づき99年初からは原則として年金、社会保険



出所：SSA Accountability Report for Fiscal Year

図1 SSAインターネットアクセス数の推移 1999

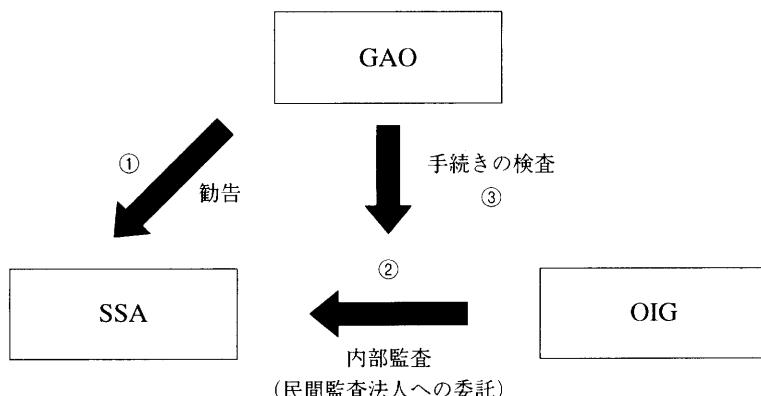
給付の支払が小切手から電信送金を利用して行うことになった²²⁾。しかし、この点に関しては1千万人に及ぶ銀行口座を持たない社会給付受給者の大部分は高齢者や退役軍人、それに体の不自由な人々であり、財務省が提案した規則によれば、身体に障害があり銀行に行くのが大変な場合、あるいはどうしても近隣に銀行支店などがない場合などには電信送金扱いの対象から外して従来どおり小切手を郵送することになっている。

一方、タイプ2情報に関しては2つのレポートを出すことで市民の信頼を得るべく努力がなされている。そのひとつは会計年度毎に出されるAccountability Reportである。このレポートには、NPRにのっとった戦略的計画、業績計画、そして大統領及び議会への報告書の要約と監査の結果が掲載される。すでに述べたようにNPRの所管する独立行政法人の諸計画は客観的な評価が容易な数値目標であるため、その達成度が市民にも容易に理解可能である。

監査方法に関しては各行政機関には監察総監(OIG: Office of Inspector General)が設けられており、これが機関の財務検査を行う。例えばSSAの場合、1999会計年度分についてはヴァージニア州にあるPricewaterhouseCoopersという監査法人にOIG

が監査委託をし²³⁾、その評価方法、妥当性をGAO(General Accounting Office; 会計検査院)が評価するという方法をとっている。すなわち、一行政機関の財務監査に対して、少なくとも民間監査法人、内部監査機関、会計検査院の3つの目が触れることで、モラル・ハザードを防ぎ、行政機関への信頼性を大きなものとしている。

SSAが出すもうひとつのレポートが信託基金に関するOASDI Trustees Reportである。このレポートは詳細な収支を提示することによる信託基金の現状分析、経済・人口動態に関する様々な変数を用いてなされる収支予測の二つのパートに分かれている。監査と同様に財政収支予測に関しても、一機関が一方的な収支予測を行うのではなく、保険数理、経済学、人口学、社会学、法律学等のバックグラウンドを持つ著名な研究者の協力を得て、慎重な議論を重ねた上で予測モデルを開発し、シミュレーションを行うという形態をとっている。例えば、SSAの財政計画に対して助言、勧告を与える機関としてはSSAB(Social Security Advisory Board)がある²⁴⁾。SSABはSSAが再び独立行政法人となった1994年に設立され、SSAの計画(戦略的計画、業務計画)の評価、SSAに対する保険数理的なアドバイス等、様々な勧告も行っている。



SSA Accountability Report より筆者作成

図2

実はSSAB自体にも長い歴史が存在する。SSABは1968年に社会保障法によって設立されたAdvisory Councilが保険数理や経済学、人口学の専門家などによるTechnical Panelを作成し、社会保障行政に対する勧告を開始したことに端を発している。PanelにはOASDI Panel、Medicare Panel、the Technical Panel on Trends and Issues in Retirement Saving等、社会保障に関する領域毎に専門家を招集する形で構成されており、その集大成のひとつとしてThe Technical Panel on Assumptions and Methods²⁵⁾がある。

VI 日本への教訓

NPRに基づいてSSAが開始している社会保障行政サービスにはすでに日本では当然のことも多い。給付金を受ける方法にしても日本の場合、国土の狭さが幸いしてか、全国のほとんどの地域を網羅している郵便局によって年金の受取は可能となっているし、郵便局と都市銀行の一部のオンライン化も開始されており、利便性は益々高まっている。様々な申請手続きを行うにしても、全国に312ヶ所ある社会保険事務所、59ヶ所ある年金相談センター、加入期間が国民年金だけの者であれば市区町村役場で相談等が可能である。そして相談受付も電話、窓口だけでなく郵便による相談也可能となっている。今後のさらなる努力が必要にしても、タイプ1の情報については日本が学ぶ点はそれほど多くない。しかし、タイプ2の情報に関しては、まだまだ改善の余地がある。ひとつは情報開示法の整備である。社会保障行政が保持する情報には個人のプライバシーに関連するものも少なくない。これに抵触することなく、かつ、行政機関の透明性を確保する方法の開発が必要になる。特に、情報開示の方法が定められていない日本の現状では、社会保険庁の収集するデータを用いて厚生省年金局数理課の保険数理の専門家が年金財政収支の将来推計をするしかなく、ここに批判

も集中するのである。

もうひとつは、政府機関のビジョンを市民に直接に伝える方法の開発である。アメリカのように政府に対して社会保障制度に関する勧告を認められる機関を維持し、かつ、そこには各種専門委員会を設けさせて慎重な議論をさせる必要がある。そして、各委員会は様々な大学や学会等と連携を図り、また市民に対して開かれた場で議論も交わし、最終的にはSSAのような機関が行政の改善を開始するといった循環が必要である²⁶⁾。

注

- 1) 年金法の改正が終わったばかりだが、もう医療保険法の改正をめぐる動きが活発化している。2000年の9月段階での政府案は以下のとおり。
高齢者の窓口負担は、外来の場合、1日530円(5回目から無料)の定額制だったのが、
 - 200床以上の病院は月5000円の上限付きで定率1割負担
 - 200床未満の病院と診療所は月3000円の上限付きで定率制
 - 診療所では1日800円(5回目から無料)の定額制も選べる。
 入院もこれまでの1日1200円の定額制から、月3万7200円の上限付きで定率負担にする。ただし、高齢者の1割負担制導入に伴い、薬剤費一部負担制度は70歳以上の高齢者に限り正式に廃止(現在は国費で免除)。
- 2) 3号被保険者(国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している第2号被保険者の配偶者で年収130万円未満の者)の場合、保険料の負担はないが、住所地の市区町村役場に届ける必要がある。このことは、もっと知らしめる必要がある。
- 3) 高山(2000)は、特に国民年金の未加入、保険料の滞納に対する加入・納付奨励業務費用に懐疑的である。高山によれば、1994年の国民年金保険料収入が1兆7296億円に対し、国民年金事務費が1817億円と対収入費で10%を超えていると指摘し、「政府の失敗」であるとしている。
- 4) 各省庁は政策の費用と事業量および効果についての明細を予算とともに議会に提出し、年度終了後にその結果について報告義務を負うことになった。
- 5) GPRAは、1990年に共和党のロス上院議員(William V. Roth)によって最初に提案され、1993年にクリントン政権の支持を得て成立したものである。GPRAは、

- NPRに組み込まれ、「目的指向の行政運営」「政策の効果に基づいた政策決定」を目指すクリントン政権の行政改革において中心的な役割を担っている。
- 6) この職員削減数の大部分は、冷戦終結による国防省の軍人の削減であり、一般行政の人員削減はなかなか難しいのが実情である。
 - 7) 本節は小池(1998)にその多くを負っている。
 - 8) ここでいう行政機関(agency)とは、商務省などの14の省(Executive department)、メリットシステム保護委員会などの独立機関(independent establishment)とテネシー渓谷開発公社などの公社(Government corporation)であって、ホワイトハウスは含まれていない。GTRAでは、これらの行政機関のうち、年間予算が2千万ドル以下の行政機関、会計検査院(GAO)、中央情報局(CIA)及びパナマ運河委員会が適用除外組織となっている。CIAについてはGTRAに準ずる取り扱いが事実上なされている。小池(1998)pp. 18-19
 - 9) 戰略的計画には以下の6項目が必須である。
 - ① 当該行政機関の主な機能と活動を網羅した総合的な役割(comprehensive mission)
 - ② 政策効果の目的と一般的目標(general goals)
 - ③ 一般的目標が達成されるために必要な技術、人材、情報などの資源と、目標が達成されるプロセス
 - ④ 業績計画との関係
 - ⑤ 一般的目標の達成に影響を及ぼす外的要因
 - ⑥ 一般的目標における政策評価の指標
 (出所 注8に同じ)
 - 10) プログラムによって達成される効果の水準についての業績目標(performance goals)を、1) 計量可能な客観的形態で示したもの、2) 業績目標が達成されるために必要な技術、3) 人材、情報などの資源と、目標が達成されるプロセス、4) プログラムの実行により提供されるサービスの水準、効果及び影響を評価するための指標、5) 業績目標と実際の結果とを比較するための基準、6) 評価のためのデータの出所の6つから構成する。(出所 注8に同じ)
 - 11) 行政管理予算局は、これらの業績計画をもとに連邦政府全体の業績計画を作成する。
 - 12) この節のゴアの動向やNIIについては前田(2000)に多くを依存している。
 - 13) もともとは日本のNTTが構想したVI&Pにゴア副大統領が強い衝撃を受けたことからこのNIIは始まっている。一方、VI&Pはまったく無視されていたことが、今日のIT環境の日米格差を生じたものとも言える。ただし、ゴアの父親は「高速道路網の父」であるが、「インターネットの父」はゴアではなく、1970年頃、国防総省(ペンタゴン)で用いられていたARPAnetがもとである。ARPAnetの基本が個々のネットワークが

- 破壊されても、迂回路を分散させておくことで指揮・命令系統の保全を図ることが目的であり、これが今日のインターネットの基本アーキテクチャであることは非常に有名である。ゴアの99年春のこの発言は、日本のIT(それ)に相当するかもしれない。
- 14) その他、地方支部(日本でいえば社会保険事務所)までの交通の便や障害者に対する利便性、(施設の問題)職員の訓練、オンラインシステムの問題(通信速度、容量)等があげられている。
 - 15) 1979年にはThe Aid to Families with Dependent Children(AFDC)やRefugee Assistance ProgramまでSSAが責任を追うことになった。
 - 16) WWW(World Wide Web)のブラウザの基礎となったMOSAICが開発されるのは1993年であり、これ以後、GUIによるインターネットの利用が可能となり、専門家だけではなく今日のような簡便な情報伝達手段としてのWWWという位置付けがなされるようになった。
 - 17) Office of the Commissioner以下、Communications(DCCOMM)、Disability and Income Security Programs(DCDISP)、Finance, Assessment and Management(DCFAM)、Human Resource(DCHR)、Legislation and Congressional Affairs(DCLCA)、Operations(DCO)、Policy(DCP)、Systems(DCS)、Office of Chief Actuary(OCAct)、General Counsel(OGC)、Inspector General(OIG)が部局である。
 - 18) SSAのホームページでは、自宅の郵便番号を入力すると最寄りの事務所の所在地を表示してくれる。事務所の受付時間は、月~金は朝6時から深夜1時まで、土曜日は朝8時~夜8時、日曜日は朝8時から夕方4時までとなっており、市民の利便性が図られている。
 - 19) SSAの場合の通話無料電話は1-800-772-1213で、月~金の朝7時から夜7時まで利用できる。
 - 20) 郵政省『通信白書 平成11年版』による。
 - 21) Debt Collection Improvement Act of 1996に基づく本プロジェクトはEFT99(99年にElectronic Funds Transfer=電子資金移動を実現するという意味)と呼ばれている。対象となる支払いは個人向けだけで年間約7億件あり、小切手総数の1%程度を占める(第一勧業銀行「ハートの経済情報」98年2月号)。
 - 22) 小切手郵送を電信送金に切り替える利点として財務省は、①紛失、盗難などの危険が少ない、②誤って送られてもすぐに取り戻せる、③コストが安いといった点を挙げている。費用は小切手の場合1件あたり43セント掛かるのに対して送金なら2セントで済むとして、この切り替えで連邦政府の経費節減は年間1億ドル(約130億円)に達するものとの試算も示されている(出所 注21に同じ)。
 - 23) OIGはthe Chief financial Officers Act of 1990に基づいて監査を行う。監査委託を受けた監査法人は

- Government Auditing Standards およびthe Office of Management and Budget (OMB) Bulletin No.98-08に基づいて監査を行うことになっている。
- 24) SSAB のメンバーについては、<http://www.ssab.gov/members.html>に紹介されている。
 - 25) <http://www.ssab.gov/reports.html>にはSSABのレポートが閲覧可能な形態でネットワーク上にアップされている。
 - 26) アメリカの場合、例えばEBRI (Employee Benefit Research Institute :従業員福利厚生研究所)といった非営利団体が自前でシミュレーションモデルを持ち、政府案や大統領候補の社会保障改革案を評価することができる。

参考文献

- 大蔵省財政金融研究所 1994 『アメリカ財政と世界経済』 東洋経済新報社
- 小池治 1995 「クリントンと行政改革」 藤本一美編『クリントンとアメリカの変革』 東信堂
- 小池昌明 1998 「アメリカの『政府の効果及び業績に関する法律』について」 『会計検査研究』 No.18

齊藤慎 1998 「財政責任と会計監査」 『会計検査研究』

No.18

高山憲之 2000 『年金の教室 負担を分配する時代へ』 PHP新書

前田充浩 2000 「政策官庁の『情報史観』: ヴァーチャル・ガバナンスによる霞ヶ関の改革試案」 『GLOCOM Review』 Volume 5

General Accounting Office. 1997. Managing for Results: Prospects for Effective Implementation of the Government Performance and Results Act (T-GGD-97-113).

“1998 Performance-Based Organizations Table of Contents—Vice President Gore's National Performance Review Accomplishments 1993–1997.” *National Performance Review*.

Social Security Administration. *Accountability Report for Fiscal Year 1999*.

(やまもと・かつや 国立社会保障・人口問題研究所
社会保障基礎理論研究部研究員)

(ますぶち・かつひこ 同研究所社会保障応用分析研究部第一室長)